

平成28年度 第1回橿原市人権審議会会議録

日 時：2016（平成28）年8月2日（火） 午前10時00分～12時00分

場 所：橿原市役所4階 委員会室

出席委員：蘆村修委員、上田勝弘委員、上田剛委員、大北かずすけ委員、奥田寛委員、小西満洲男委員、米田勝彦委員、坂根満委員、島本郁子委員、田中かずとも委員、鄭順子委員、寺前耕一委員、福西満委員、槇尾悟委員、榊谷佐千代委員、森田英嗣委員

欠席委員：佐々木育子委員、辻本正教委員、西谷幸一郎委員、吉田由華委員
（五十音順）

出席者：森下市長、岡崎副市長、吉本教育長、西田総務部長、藤井市民活動部長、松村市民活動部副部長、鈴木飛騨コミュニティセンター所長、中川大久保コミュニティセンター所長、河野市民課長、西田人権教育課長

事務局：青木人権政策課長、安藤人権政策課長補佐、西岡人権政策課長補佐、本塚人権政策指導員

オブザーバー：一般財団法人 奈良人権部落解放研究所 大平所長

傍聴者：1名

議 題：【協議事項】 「橿原市人権問題に関する市民意識調査」について

【報告事項】 差別事象の報告

【その他】

（司会）

皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様方には、公私ご多用のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます。まず初めに、去る7月26日に、神奈川県にある「津久井やまゆり園」という施設で、障がいのある人たち19人が殺されるという大変痛ましい事件が起こりました。

つきましては、会議に先立ち、人権を尊重する立場から、この事件において犠牲になられた方々に謹んで哀悼の意を表し、黙祷を捧げたいと思います。それでは、皆様、ご起立願います。黙祷。お直りください。皆様、ありがとうございました。引き続き、人権審議会の開会に当たり、市長よりご挨拶を申し上げます。

(市長)

おはようございます。大変お忙しいところ、このようにご出席をいただきまして本当にありがとうございます。また平素はそれぞれの立場から、人権確立に向けたいろんな取組にご尽力いただいておりますこと、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げたいと思います。

本日は、本年度実施を予定しております「檀原市人権問題に関する市民意識調査」についてご審議いただくことになっております。前回、平成16年度に実施して以来、その間、人権に関する法律や各種の制度や社会を取り巻く様々な状況が変化してきています。この調査をしっかりと進めることで、これからの我々の人権行政に関わることに关しまして、さらにさらに積み上げてまいりたいと考えています。限られた時間ではございますが、皆様方から頂戴いたします貴重なご意見をしっかりと受け止めさせていただきまして、鋭意努力、取り組んで参りたいと考えております。委員の皆様方におかれましては、本市の人権施策の推進に対しまして、引き続きましてご理解とご協力をお願い申し上げます、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

次に、委員の皆様をご紹介させていただきます。座って失礼します。お手元にあります名簿順に、ご紹介させていただきますが、役職は省略させていただきますのでご了承ください。

蘆村 修委員でございます。

上田勝弘委員でございます。

上田 剛委員でございます。

大北かずすけ委員でございます。

奥田 寛委員でございます。

小西満洲男委員でございます。

米田勝彦副会長でございます。

坂根 満委員でございます。

佐々木育子委員におかれましては、本日所用のため欠席されておられます。

島本郁子委員でございます。

田中かずとも委員でございます。

なお、田中委員につきましては、平成28年3月2日付でご就任いただいております。

鄭 順子委員でございます。

辻本正教委員におかれましては、本日所用のため欠席されておられます。

寺前耕一委員でございます。

西谷幸一郎委員におかれましては、本日所用のため欠席されておられます。

福西 満委員でございます。

槇尾 悟委員でございます。

なお、槇尾委員につきましては、平成28年2月1日付でご就任いただいております。

梶谷佐千代委員でございます。

森田英嗣会長でございます。

吉田由華委員におかれましては、本日所用のため欠席されておられます。

本日は市側より、市長、副市長、教育長をはじめ総務部長、市民活動部長、さらに関係課長もが出席しております。また、本日の協議事項「檀原市人権問題に関する市民意識調査」業務の受託業者であります、一般財団法人 奈良人権部落解放研究所所長もオブザーバーとして出席していただいております。市長につきましては、公務のためここで退席させていただきますのでご了承ください。

〔資料の確認、マイクの使用説明〕

では次に、本日配布しております資料等について確認をお願いいたします。本審議会次第、檀原市人権審議会委員名簿、座席表、『(資料1) 檀原人権問題に関する市民意識調査について (案)』『(資料2) 檀原市人権問題に関する市民意識調査について (平成16年度実施版)』『(資料3) 市民意識調査の概要等について』『(資料4) 工程表』『(資料5) 檀原市内中学校等への部落差別にかかわる暴言に対する人権侵犯事件救済措置及びその後の経過について』以上でございます。なお、資料が不足されている方、又は、資料をお持ちでない方がおられましたらお申し付けください。

続きまして、マイクの使い方をご説明させていただきます。発言していただく時は、前の「発言」ボタンを必ず押してからお話してください。ボタンを押しますとマイクのランプが点灯し、スピーカーから音声流れます。そして、発言終了後には再度同じボタンを押して、マイクのランプを消していただきたいと思っております。ボタンを押さないと、次の方が発言されるときに、音声スピーカーから流れませんので、よろしくお願いいたします。

本日、現在の出席者16名です。「檀原市人権審議会規則」第5条第2項に基づき、出席者過半数により、本審議会が成立することを申し上げ、ただ今から平成28年度第1回人権審議会を開会いたします。また、今回も「檀原市審議会等の設置及び運営並びに会議の公開に関する要綱」に従い、本審議会および会議録を公開させていただきますのでよろしいでしょうか。

〔『異議なし』の声〕

(司会)

異議なしということで、公開をさせていただきます。また、本審議会では会議録を作成するため音声を録音させていただきます。

本日の傍聴でございますが、傍聴希望の方が1名おられますので、許可してよろしいでしょうか。

〔『結構です』の声〕

結構ですということで、許可をいたします。

(司会)

それでは、檀原市人権審議会規則第5条第1項により「会長が会議を招集し、その議長となる」となっておりますので、以降の進行は、会長をお願いいたします。会長、よろしくお願いいたします。

(議長)

では皆さん、改めておはようございます。本日もお忙しいところご参集していただきありがとうございます。

います。この間、テレビ等でニュースを見ておられますと、イギリスのEU離脱だとか、難民の問題、グローバル化にもなうような問題、社会・文化・歴史的な背景の中でのいろいろな葛藤がニュースの中であったかなと思っています。やはりそういうのを見るにつけ、この人権というのが非常に大事だということを改めてひしひしと感じ、ますます重要な概念だと思っているところです。本日は人権に関する意識調査についてが主題でございます。それについて皆さんのご意見をいただきたいと思しますので、どうぞよろしくお願いいたします。では、議題の協議事項1です。「樫原市人権問題に関する市民意識調査」について、事務局から提案をお願いします。

【「樫原市人権問題に関する市民意識調査」について事務局より提案】

(議長)

今ご説明いただきましたように、今年度の3回の人権審議会は、すべてこの調査に関係するということでございます。目的のところでご紹介していただきましたけれども、市民のみなさんの意識を把握することで、今後の講ずべき人権教育・人権啓発を効果的に推進していく方策を検討する基礎資料であるということです。いわばこれをもって市民のみなさんの現状を把握して、今後どのようにしていけばいいのか、或いは、今迄の成果はどうであったのかというようなことの評価や、今後の施策を考える基礎になるということでございます。そういう意味で、この審議会ですが、いつもにまして非常に重要な年になるかなと思っています。この調査の基本的な項目、具体的なものまで出来上がっており、今ご紹介していただいた訳です。これについて皆さんのご意見をいただきたいと思います。具体的な調査の時期は先ほどありましたように10月の末、11月ということでもありますので、まだ少し時間がありますけれども、私たちがここで検討できるのは今回かぎりになりますので、この機会に皆さんのご意見を伺うことができたらと思います。では、どこからでもと言いたいんですが、実際にこの調査の構造というか大きなことについて、個々の項目よりも大きなことについてご意見を最初にいただきたいと思います。

(委員)

資料2と資料1を見たときに、対象者が18歳以上男女で3000人、外国人が30人ということですが、10年前と変わっていないんです。人口の増加はあるのかなのか。人口の増加関係なくこの数字なのか教えてください。

(議長)

関連でありますか。今の件に関連ということで、お願いします。

(委員)

抽出は全く意図なしに無作為にされる訳ですね。これが届いた方には、いろんな状況の方がおられると思います。調査用紙を見ると、難しい言葉が少しあります。読めない方々に対してどういう配慮。また、届いた人に対して質問とかはどうなるのかということも含めて、無作為にした場合先ほども言いましたが、いろんな方に届く状況が考えられる。そういう方々に対しての配慮とかをお願いしたい。

(議長)

今の3000人ということ、結局サンプリングの方法と、いろんな方に届くということでの配慮についていかがですか。

(事務局)

対象の数につきましては、今回18歳以上の市民の方が3000人と、加えまして外国籍の市民の方が30人ということになっております。前回につきましては、外国籍の市民の方30人を含めて300

0人ということで、数字といたしましては30人増えているような形になっております。抽出方法ですが、こちらにつきましては地区別、男女別で人口割で割り振りさせていただいております。難しい言葉につきましては、今は素案ということで出させていただいておりますが、現物につきましてはルビをふって対応させていただきます。外国籍の方につきましては、日本語と英語の2ヶ国版で送付させていただくという対応を予定しております。

(人権政策課長)

先ほどの意見の中で、樫原市の人口の増減ですが、平成16年度に実施した人口とほぼ横ばい状態の人口となっております。それで、今回も3000人という形で調査させていただき、集約させていただくということでございます。

(議長)

人口に関しましてはほとんどいっしょなので、前回とほぼ同じ規模でいだろうということ。抽出方法も地区別、男女別で無作為にやるということで、いろんな層に行き渡るように配慮しているということだと思います。難しい言葉については、ルビをふる。外国人の方には英語版を作られるということでございます。今の点でどうでしょうか。こういった調査はなかなか難しいところがあって、痒いところに手が届かないというようなことはどうしてもあるかなと思います。施策を作るということで基本的なデータが得られたらいい訳ですけど。

(委員)

外国籍30名。人数は統計学上のことで出されていることだと思いますが、英語版というのはつまり英語を前提とするということなのか、無作為にサンプリングしたときに、例えばスペイン語の必要な方、朝鮮・韓国語が必要な方等、いろいろあると思います。その辺りをどこまで配慮していくのか。回収できるかどうかも含めて課題はあるかだと思います。その辺りは技術的な問題かも解かりませんがどうでしょうか。

(議長)

英語版を作られるという判断を伺ってみたいと思います。

(人権政策課長)

今回、英語版と日本語版をさせていただくのは、前回と同様にさせていただいております。共通言語ということで英語版を採用させていただいております。ハングルとかも考えましたが、そうなれば他の言語もとなりますので、とりあえず前回と同じように英語版との併用ということで、日本語版と一緒に入れさせていただくという形で考えております。

(委員)

折角、調査を進めていくということであれば、やはりもう少し丁寧なことが必要だと思います。共通語として英語とおっしゃいますが、そうではなく抽出するときに外国の方の本国の言葉を印刷するのが適当かなと考えます。それが一つのアンケートをとるときの親切さじゃないかと思いますがいかがですか。

(人権政策課長)

今、委員さんから意見をいただきましたので、その辺のことも今後調査票をつくる中で検討を加えていきたいと思います。

(議長)

外国籍の方のサンプリングは、どういうふうにされるのですか。確認です。

(人権政策課長)

外国籍の方の部分として分けて30人を抽出させていただくということです。

(委員)

国籍はちゃんと分かるんですね。それと外国の人の場合、質問の内容が理解できなかつたら、問い合わせする場所を提示してあげればどうかと思います。どうでしょうか。

(人権政策課長)

国籍の件はこちらで把握できます。それと問い合わせ先につきましては、調査票の下の方に書かしていただいております、事業委託ということで一般財団法人奈良人権部落解放研究所と、実施主体ということで人権政策課の方の連絡先を入れさせていただいております。

(委員)

外国籍の人の国の言葉の下にも入れて欲しいという意味です。

(人権政策課長)

そうさせていただきます。

(議長)

国の言葉の下というのは、どういうことですか。今おっしゃったのは、国の言葉の資料を入れるんですか。

(人権政策課長)

外国籍の方の調査票の下に、問い合わせ先を外国籍の方の言葉で入れるということですね。

(議長)

フェイスシートに入れるということですか。

(人権政策課長)

フェイスシートではなく、1枚目のところに問い合わせ先を外国の言語で入れるか検討するということです。

(議長)

サンプリングした時に、どの方が上げられるか分かりませんが、結果を見てこの方はこの国籍だと分かれば、その言葉でもって問い合わせ先を入れておくということですかね。ということを検討するということです。

(委員)

今回の調査の目的で、市民意識の向上を図るということにつきまして、勿論サンプリングの中で3000と30というのが一つの調査をする対象の中で数を出されたと思いますが、ホームページで意識ある人がアンケートを書けるような、ホームページ上でアンケート調査をとるということも考えられますがどうでしょうか。

(人権政策課長)

ただ今のご意見ですが、ホームページ上の事も考えております。前回、庁内の企画委員会で事前に話し合いを持ちました。その会議の中で、ホームページで市民の方の意見を聞いたらどうかという意見も出ておりますので、その辺のことも検討を加えていきたいと思っております。

(議長)

今おっしゃったのは、今回の調査でという意味でしょうか。それとも今後ということでしょうか。

(人権政策課長)

今回の調査につきましては、3030人の方を対象に調査をやらせていただく。それとは別に、ホームページに今回このような調査をするにあたり、意見を聴取するかどうかを検討していきたいと考えています。

(議長)

3030人とは別にやってみたいということを検討していただくということですね。なるほど、いいアイデアだと思います。是非お願いします。この調査があるということ、答えないまでもこの調査用紙を読むこと自体が勉強になるというか啓発になるということですね。

(委員)

今、こういう調査がありますよということの啓発ですか。逆に意見がある人、特にこういうことを書きたい、訴えたいということもあるので、アンケートに実際に答えることができるというような形で取り上げるのかということも踏まえて、もう一度お答えください。

(人権政策課長)

意識調査を実施するに当たり、広報に掲載する予定をしています。この3030人の調査はこれでやらせていただいて、その後市民の方が見られて意識調査するに当たって、何かご意見等があれば別個に書いていただいて事務局の方に送っていただくというようなことを検討していきたい。まだ具体的にはどのような形ですということとは考えておりませんが、そのような方向もどうかと思っています。

(議長)

調査は調査で一つやって、それ以外にインターネットのホームページで回答したり、あるいは郵送でもいいんでしょうし、いろんな方法があると。それも別途検討していきたい。調査とは別個でというようなことです。確かにそのようなこともできますので、意見を言えるような機会が多様であればいいと思います。

(委員)

今の件で、例えばホームページに質問項目をアップされて、非常に意識の高い市民がこんなやつたらホームページのアンケートに答えていくというようなことはないんですか。

(人権政策課長)

ホームページに質問項目をアップするということは考えておりません。今回意識調査をするということを、当然周知していかなければならないので広報に掲載させていただくと、その時にそういう意見があれば出してくださいという形で載せていこうかと考えています。

(議長)

広報での周知とここに書いてありますのは、調査をしますよという周知であって、調査項目自体はそこでは見られないということですか。そういう理解でよろしいでしょうか。

(人権政策課長)

7月に研究所に事業委託して2回ほど打ち合わせをしております。アンケートの調査項目については、啓発を図る観点から先程は載せないといいましたが、載せる方向で検討を加えていきたいと思っています。

(議長)

他の市なども見ることができて、同じような項目で調査されるという可能性もあるでしょうから、載せてもいいかもしれませんね。

(委員)

他にも聞きたいことがあるんですが、今の件について申し上げておかないといけないかなと思います。アンケートというのは、学術調査の範疇なんです。だから無作為サンプルが有効なんです。書きたい人は書いてくださいというのは、パブリックコメントなんです。アンケートではないんです。集め方が別々なんです。書きたい人、意見を出したい人の意見を出してもらうのは重要です。そのための設問もホームページに載っているべきだと思います。回答も受け付けるべきだと思います。でも、学術調査としてとった、いわゆるパーセンテージを出す棒グラフの中にそれを入れたらまずいと思います。その部分をちゃんと説明しないと、聞いている方の意味がたぶん分かっていない部分があると思います。

(人権政策課長)

この調査は、調査としてやらせていただき、先程も申し上げていますように、この調査とは別に、意識調査をするに際して人権に関わっての市民からの意見が聞けるのであれば、別個に意見を聞かせていただくかと考えておまして。3030人の意識調査とは別個の形で考えています。

(議長)

実際の紙で行うのはそれだけで処理をし、そうでないものはそれだけで処理をするということで、ごっちゃにしないということですよ。混ぜちゃうと話がおかしくなってくるので、そういう形で処理をするということでございます。

(委員)

全体的なことでもまず申し上げておかねばいけないかなというのが、手元に「橿原市人権問題に関する市民意識調査」報告書2005（平成17）年3月橿原市を用意していただきました。要するに資料2の平成16年の時に質問を出して、その回答をまとめた報告書です。これを他の委員さんがちゃんと見ていただいているのか、まずそれが心配です。資料の中にこれを同封して入れないとあきません。こちらから言わないと出さないのはあり得ないでしょう。質問集を2つ並べても審議にならない。質問をした結果、どんな結果でまとめました。こっちの報告書を見ながらでないと、この審議あまり役に立たないと思います。これをそもそも配ろうとする意識がないのが、引っ掛かるんです。その点、まず答えてください。

(人権政策課長)

平成16年に実施した意識調査の報告書ということで、この報告書はホームページにも載せさせていただいておまして、広く市民の方も見ていただいていると思います。今回、調査票を比較するに当たって、前回の結果報告をということについて、事務局の方で資料がかなり膨大な量になるので数部用意させてもらっています。前回の報告書を確認したいという委員さんがおられれば、回覧という形で見ていただいて参考にしていただきたいと思います。

(議長)

膨大な資料であるということと、ネットでも見られるということもありますけれど、気になる点とかありますか。前回のデータと比べてみて。どうでしょうか。

(委員)

読まないと分からない部分がたくさんあります。総論のなかでいくつか言わせていただくと、例えば

報告書と表現されています。実際担当していただいた事務局、受託した方もおられる中で大変失礼ですが、私に言わせればこれはサンプル集ですよ。資料集ですよ。報告書と呼べるレベルのものにまで仕上がってないです。報告という表現だと、私はもう少し大学の先生が見て。例えば大学生が出してきたレポートに採点を付ける時に、合格点が出るレベルのものがほしい。この報告書自体、この程度でまとまるのであれば、サンプル集と変わらないなと私は感じる訳です。だから、報告書をまず見ていないと、成果物がどれだけのものができてくるのかということを見ないと、話にならないということをお願いしたいと思うんです。例えば冒頭に大阪樟蔭大学の何とかさんから助言をいただいたと書いてありますが、その大阪樟蔭の先生がこのサンプル集を読んで、まとめてこういうふうにしましょみたいなレポートを2〜3ページ付けてもらおうとかね。そこまで上がっていたらこれは報告書だと、十分市の政策に役立っていくものだなというふうに理解したと思いますが、それすら無いんですよ。いわゆるこの報告、サンプルから、橿原市が今までやってきた事業実施計画にどれくらいちゃんと紐づいて作られているのかが重要になってくる訳でしょう。報告書を見なかったら、どれだけ紐づけられているのか分からないでしょ。例えばの話です。先程の資料1の中に今回貧困の問題をアンケートで扱いましたと書いてある訳ですよ。子どもの貧困大事です。どれくらい意識調査で出てくるのか興味があります。こっちの黄色いペーパーの事業実施計画には、今まで貧困に対して対応するなんて事は書いていないです。子どもの問題に対応するとは書いてあります。でも、貧困の問題を直接扱うとは書いてない。そうするとアンケート結果がきちんと紐づけられて上がってくるのかという話になってきます。その次に、貧困者を差別する問題を人権審議会として扱うのか、それとも貧困そのものをなくしていくというお金の力で解決しないといけないということを入審議会です。その中で議論しなければならなくなってくるでしょ。

(議長)

この間の質問票の作られ方等も含めて課長お願いします。

(人権政策課長)

ただ今のご意見ですが、平成16年度に意識調査報告書を出さしていただいておりますが、この中の最後の所に「市民意識調査から見えてきた特徴と今後の課題」というところで、分析結果等考察させていただいております。この考察を受けて平成18年度において「橿原市の人権に関する基本計画」を策定しております。「人権に関する基本計画」に基づく中で、全庁的に行っています人権に関する事業を取りまとめたのが、先程示していただいた黄色い冊子です。それにつきましては、それぞれの課で行っています内容についてまとめています。当然その中で新たに取組んでいただくもの、変更するもの等も勿論出てくる訳です。今迄の経過としては、そういう形で進めておるという状況でございます。

(議長)

委員さんがおっしゃりたいことは、非常によく分かります。つまり、もう少し学識経験者がプロセスから参加してもらえると、実際税金を使ってやる訳ですが、もう少し検証できる。いろんな知見が検証できるかなとおっしゃっていただいているんだと思いますし、よく分かります。今回ここまで来てしまったので、奈良部落解放研究所とのやりとりの中でたぶんこの話も出ているでしょうし、ここまでこられた経緯をご説明していただいて、次に行きたいと思っております。

(人権政策課長)

今回意識調査を実施するに当たりまして、まずプロポーザル方式によりまして業者選定し、本日出席していただいております奈良人権部落解放研究所に事業委託しました。研究所の方では、前回もそうで

したけれども、今回におきましても大阪樟蔭女子大学の先生に分析・結果等の考察をしていただき助言をいただくという形で進めると聞かせてもらっています。先生とは研究所の方で今日まで数回に渡り協議を行っていただいていると聞いています。それを受けまして、人権政策課と研究所とですでに2回ほど打ち合わせをしました。今後も打ち合わせをして進めていきたいと思います。それと、今回審議会をこのように開かせていただいている訳ですけど、審議会の委員さんも各方面からいろんな専門的な分野で活躍していただいている訳ですから、委員さんにもご意見をいただきながら、ご意見を踏まえて市民意識調査をまとめていきたいと考えています。

(議長)

分かりました。私先程学識経験者もと言いましたが。もうすでにこのようなステップでここまで来られているということで、今理解できました。たぶん学問的なプロセスをとろうとすると、まだまだ大切な点があるのかも知れませんが、行政機関がやるということの範囲で、随分丁寧なステップを踏んで来られているなという気は、今のご説明でしているところでございます。

(委員)

実際、この報告書を見てないと分からない。この分厚い資料は、9割方サンプルなんです。今課長がおっしゃった「最後の方にまとめがついています」ってこれ1枚です。学識経験者の方のサインも入ってないです。このまとめの中から、どれだけ次の事業計画の中に紐づいていっているのか見えるようなまとめがほしいと言ってる訳です。それくらいのを仕上げてもらわなければ、到底納得がいかない。ここの部分はある程度考えていただけるものと期待しますので、要望で終わらせていただきます。

(議長)

今の件で、今後のまとめ方について一つご提案いただいたということで、この件は了解と言うかもう少し深い考察があるかも知れないし、考察したものと次の基本計画への関係を今後つけていくということで、ご提言いただいたというふうにしたいと思います。

(委員)

調査対象のことでお尋ねします。無作為で調査するということですが、調査対象を選ぶときにある程度例えば障がいのある方にも重点を置くとかすればどうかと思います。偏るということもあまり良くないと思いますが。年齢別にも調査票を配ると思うんですが。それともう一つ私が気になったのは、18歳以上となっておりますが、例えばこの項目の中に子どもということが出てくれば、やはり子どもの意見も聞かねばいけないかと。例えばこの調査票を直接子どもさんに意見を聞くのではなくて、子どもさんが対応できるように中学校の先生なりにお知恵を借りて、調査票の内容を変えて申し訳ないですが中学校にお願いして生徒さんの意見を聞くというのはいかがでしょうかと思います。なぜ私がそれを聞くかというのと、私広報や県から配られる人権に関する作文を読んだり、あるいは川柳などを見たりしても、なるほど子どもさんっていいこと言っているなと思います。なぜいいことを言っているかということ、中学生ぐらいの子どもさんは心があまり染まっていないんですよ。真っ白なんですよ。極端に言えば豆腐みたいにどこを切っても真っ白なんですよ。そういう意見を聞いて反映しないとどうか。それが未来につながると思います。

(議長)

今、おっしゃったように、この調査は市民のいろいろな層の意見を取り上げて、一般的にはどうであろうかということをおねらうものでございます。ということは要するに、実際に今おっしゃった子どもだ

とか障がいを持った方だとかが、どういう意見を持っておられるかということが薄まってしまうというか、そこからは分からないということだと思います。しかし、一般的な市民の調査というのにも必要な訳ですけど、今二つ出していただきましたが、後者の方ですよ。実際、子どもたちはどういう意見があるのか、そういうようなことについては、どうでしょうか。

(人権政策課長)

今、委員からいただきました学生さんの思いについて聞くということは、前回の企画委員会でも若年層へのアンケートという話も出ておりました。今回この調査については、これで行っていきたいと思いますが、学生さんの意見等は教育委員会と話をさせていただく中で、検討を加えていきたいと考えています。前回の企画委員会でも教育委員会の担当からもそういう話が出ており、声を聞くということで考えていきたいと思っています。

(議長)

子どもたちが、これから樫原市でどう生きていくかということと関係しますし。そういうのがあってもいいかと私も思います。ただ、この調査とはおそらく別途の話であるということで、切り分けたいですね。今回は、一般的な市民の意識を把握して施策にどう生かしていくかということに力点を置きたい。この調査項目のいくつかが子どもの意識を知るときに役立つかもしれませんが、もし別立ての調査として行われるのであれば、教育委員会と共同でということのお話です。いかがですか。

(委員)

結構です。

(議長)

大事な視点があるんだと教えていただきました。

(委員)

このアンケートをもらったときに、私だったらということで答えてみました。女性の問題であったり、家におりますので高齢者のことであったり、障がいのある人のこと、一番は外国人のことの設問を見ながら思ったことは、だいたい10項目ぐらいあると思いますが、そこに表せない思いというのが質問に答えながら感じています。外国人のところであれば、当事者30人いるということなので、当事者がコメントできるようなスペースを。障がいのある人であれば障がいのある人の部分を。「その他」の部分では書けないと思います。これは、項目の中の「その他」で、一番最後に「特にない」がくるのでどうしても項目として見てしまいます。その後、何かコメントを書けるようなスペースがあれば、自分がこのアンケートに積極的に答えているという感覚を持ち、声を届けたいという思いになるのではないかと思います。私が答えていてそういう思いをしました。最終的に最後までいけば、「ご自由にお書きください」という欄があるんですが、外国籍のコーナーのところ当事者が書けるという親切があってもいいのではと思いましたがどうでしょうか。

(議長)

最後の自由記述のところ、外国籍の方が記入するということ。

(委員)

ではなくて、外国籍の設問のところ書けるスペースを。全体的なスペースはあるんですが、最後までいったときは少し思いが違ってくる。ただアンケートなので、集約するときに大変だと思いますが。10年経ってもう一度調査をされるというところで、いかに外国籍の方が樫原市民であるという思いに

なっているという意識も、そこで表れるかなという気もしました。

(人権政策課長)

委員の意見ですが、今後研究所との話し合いの中で検討を加えていきたいと考えています。

(議長)

当事者と言いますか、先程子どもだとか障がいをもった方だとか出てきています。そういう方たちの意識と言いますか、ニーズがどうであるのかは別途の調査で、あるいはインタビューだとか。そういうふうにした方がいいのかもしれませんがね。この調査ですべてが分かるということよりも、今回の調査は幅広く一般的なことを聞く調査だと思ってもらった方がいいのかもしれませんが。これで全部が分かるかというものではなく、要するに限定して考察する場合も、すべて分かってしまうという調査なのだという前提で考察してしまうと、違ったことになってくると思います。これは非常に一般的なものなのだというので取り運びしていくことが大事だと思います。ここに出ていないから、そういう問題は無いということでは決して無いんだということですよ。聞いていないことは分からないんだし。こういうことで考察を進めていくということで、ご検討いただければと思います。今鄭さんのお話で実際の項目の中味についても出てきましたので、全体的な話ということで私言っておりましたが、項目も含めてご意見あればお聞かせいただきたいと思います。しかし、ここで項目を詰めるという訳にはいけませんので、とりあえず出していただいて、修正するのであればそこに組み込んでいくという形にしていくということでもよろしくお願います。趣旨はだいたい皆さん共有できたと思いますので、具体的な項目についてのご意見も含めていただければと思います。

(委員)

今の意見ですが、「その他」の項目を最後に持ってくるというのはあきませんか。「特にない」を先にして「その他」を後にする。意見が書きやすいかなと思いました。

(議長)

「特にない」が最後になっているのを、「その他」と逆転させればどうですかというご意見ですね。書きやすくなるということです。この辺りどうですか。

(人権政策課長)

逆転の形で進めていきます。

(委員)

私の反省として、資料2をいただいたのですが、ホームページを見れば良かったとつくづく思いました。ホームページに結果が出ているということで、私の反省です。経年項目のところ、資料2の間5「今日まで残されてきた理由」を尋ねるところがあったのが、今回の場合なくなっている。別の意味で「知ったきっかけは」という設問がありますが、どういう理由でなくなったのでしょうか。

(議長)

資料2の間5ですね。新しい方には無いのでということですが、理由があれば教えていただきたい。

(人権政策課長)

今回この調査票をまとめるに当たって、書いていただける市民の方の負担も当然ありますので、4の倍数の調査票でまとめるため、項目を取捨選択する中で間5の項目につきましては、ここで聞く内容よりも先程説明しました同和問題との出会いを大事にしようということでこちらの方を優先し、間5項目については省かせていただいたという状況でございます。

(委員)

前回の結果が、先程も言いましたが分からないですが、この問5の設問については特に目立った重要なデータが出たという訳ではないですね。もし、これが重要であるならば、残していただければいいと思ったりします。

(議長)

全体的なボリュームの話も分かりますけれど、相対的に重要度の低い項目だろうと判断されたということですかね。これもチェックし検討させていただければと思います。

(委員)

大きい部分の話もまださせていただきます。この報告書の中に、県のアンケートが存在するという表現が出てきます。今も県のアンケートがあると思います。内容的にどれぐらいずれているのか。県のアンケートの様式に合わせて市の様式を作っている部分があるのか。要するに結果報告を出していただいたときに、榎原の数字がどれくらい突出しているのかをたまに見たい項目もある訳です。差別意識をまだ持っている人持っていない人みたいな棒グラフだったら、県の資料があった上で榎原市の数字がどれくらい伸び縮みがどうなっているのかを確認できた方がありがたい。それは行政がやってきたことが、どれだけ実を上げたかという評価にもつながる話だと思います。結果をペーパーにまとめる時に、県の資料とかをどれくらい使っていけるのか。設問サイドと結果のサイドとを合わせてお答え願います。

(人権政策課長)

奈良県の方では、平成20年11月人権に関する県民意識調査、平成23年9月に若者の人権意識調査について実施されておりまして、これの結果が出ております。この結果の質問項目等もある訳ですが、その中から当然榎原市の方で行う意識調査にも使えるもの、重要なものについては選ぶ方向で進めてきています。研究所との話の中で、先程も説明させていただきましたけれど、今日的な課題、重要なものは入れ、まとめていきたいと考えています。

(議長)

県の調査項目と同じ項目を聞けば、榎原市の特徴が出てくるということで、実際新しいオリジナルの項目を使うよりも多くのことが分かるだろうということですね。どうですか。

(委員)

設問の方向として、特に最後に申しあげました行政のいわゆる成果を計るアンケートを、是非とも意識して組み込んでいただきたい部分なんです。行政がやった問題解消施策が、実際に効果があったと思うのか思わなかったか。そういうことに回答できるアンケート設問がほしいと思います。その部分をお答えください。

(人権政策課長)

榎原市でやっております行政施策、本人通知制度のような人権に関わっての施策をやっています。そういった制度とか榎原市の人権に関わる条例等を、市民の方がどれくらい知っておられるかを把握する必要があるということも考えております。また、調査することにより、知っていただけるきっかけにもなると思います。それで、榎原市に絡んだものを周知するような項目を加えたいと考えております。それと、委員からありました行政施策はどういった効果が出ておるかも、今後どういった形でアンケートに盛り込めるかも検討していきたいと考えております。

(委員)

設問に関してですが、先程の議論にありましたように、資料2前回のを見ましたら、問2「人権が尊重される社会づくりのための宣言や法律、橿原市の条例や取り組みなどについてご存じですか」で、②で「橿原市の条例・取り組み」というのを前回は出していただいています、今回についてはこれを省略しているということですね。理由があるんだと思いますので、その意図をお聞かせいただきたい。それと、やはり私自身はこの人権審議会も含めまして、橿原市は県下でも同和行政の時代から先進的に人権行政の取組を進めてきていると私自身思っております。また、教育現場でも過去の同和教育の歴史と、そのことをさらに若い世代に継承していく必要があるということも含めて、橿原市独自の取組・展開・施策が大事ではないかなと思います。その辺りで市の独自性という辺りの反映を設問にするべきではないかと。後は、全般的に今日的な人権課題を大変反映していただいていることについては、私自身はこうした問題意識を様々な橿原市の関係者、行政も教育も勿論市民もそうですけれど、いろんな施策に反映させていくという問題意識もこの場で確認しておく必要があると思います。性別の問題で特に「答えられない・答えたくない」と書いていただいたのは、議会の意見書の経緯を踏まえてのことで、これは本当に他の所に無い。あるいは様々な申請書類に、性別欄を橿原市は削除されています。大事な事だと思います。そここのところの意義を確認するべきだと思います。一つ問24で、前回の問21、これはまちがいだと思うんです。「橿原市では同和教育をはじめ、さまざまな人権問題に関する教育や啓発に取り組んでいます」という文言があります。これは「同和问题」ではないんですか。前回のところでは「同和问题をはじめさまざまな人権問題」と書いていますから、大変意味が違ってきますので。「教育」と「問題」という文言一つのことですけれど。これは訂正された方が、いやここにこういう言葉を使う意味があるのであれば言うていただければいいけれど。

(人権政策課長)

ご指摘の部分、間違っておりますので「同和问题」に訂正させていただきます。それと、今日的な課題のセクシャルマイノリティやヘイトスピーチについては、今回新たに入れていったということです。

(議長)

問2についてはどうでしょうか。

(人権政策課長)

問2ですが、今回これを削除という形で、橿原市の条例・取組ということを除いている訳ですけれど、今回の審議会の意見を聞かせていただいた中でアンケートを組んでいくということで、追加とか変更とかも当然させていただくということです。問2の橿原市の取組の認知度を見ていくということでは大事なかなと考えておまして、橿原市に関わっての取組・条例等の問いを入れていきたいと考えております。それにより、市民への啓発にもなると考えておりますので、復活させていきたいと考えております。

(委員)

前の結果報告だと、「男女雇用機会均等法」とか「男女共同参画基本法」の集計において、非常に認知度が低いという棒グラフになっています。だけど、まとめのところにはどう対応しましょうということが書いていない。先程お見せしたペーパー裏表で非常に短い文章で、そんなにいろいろと書いていない。こちらの事業実施計画を見てみたら、男女共同参画についての講演等を度々していただいていますけれど。この10年の間に、その法律なり仕組み、持つべき感覚がどれくらい橿原市の中で上がってきたのかという部分が出てくると思うんです。私だったら単純に商工会議所の経営者の方達とか、そういうところをターゲットにした経営者向けのセミナーで男女雇用機会均等法をやったり、ある

いは雇われる側の労働者の方の組織に投げかけていって、そのセミナーをやるだとかという施策を挙げていくべきだと思います。けどこの黄色い事業実施計画の中に、具体的明確に事業者の方・労働者の方をターゲットにしたような施策があるようには見えない。あくまでも漠然とした広い市民に投げかけて、男女共同参画って話をしました。何人来ましたというだけの話です。実が本当に上がってくるのかなと心配になる。そういう意味合いで、報告書とこの実施計画との紐付けをする具体的な部分がほしいなという気がします。

(人権政策課長)

意識調査をさせていただいて、次には基本計画の見直しを考えております。この基本計画をつくり当たっては、調査結果が出て分析した後、1年間それぞれの団体の方にもその結果を報告させていただく中で、基本計画の見直しについての意見をいただく形で、この基本計画をつくらせていただいて、分野別の課題で女性に関わっての人権も出ております。女性の人権というところで、例えば女性の人権尊重あるいは固定的役割分担解消なども載せている訳です。これを踏まえて施策を進めていくと。それと、男女共同参画につきましては、本年度別個に意識調査を実施する予定です。また、事業所調査も予定しており、事業所あるいは従業員の方にもアンケートをし、回収して意識を聞いていくということも今年度計画しております。次の年度におきまして、行動計画の改訂という形で取り組んでいきたいと考えております。

(議長)

委員がおっしゃったのは、調査結果を踏まえて次の事業がつくられるとか意義付けられるとか。いらないものであればなくなるかもしれないということで、関連を説明するということだと思えます。それはおそらく考えておられるということで、今日ご提起していただいたので、今後の施策をつくる時の課題とか意識とか、おそらく少しずつそういう形の行政のやり方になってきていると思います。その辺りを今回より意識して、基本計画を立てるときにこのデータを使っていく。そこに要するに税金を使うというふうなことの判断をし、市民にも納得していただくということだったと思えます。これは行政をやられている方は当然のことだと思えます。意識しようということだったと思えます。

(委員)

資料1問14と問16です。そこで「じろじろ見られたり、避けられたりする」という項目が、この2つに入っています。これは、当事者しか思えない答えですね。それを健常者や日本人の人が設問を見たとき、避けるでしょうし、丸を打たないでしょう。ということは当事者に対する質問であるかなと思います。その辺が混ざっているんです。それをどのように設問すればいいのか、私自身も分からない。私が答えているときに気付いたのです。「障がいを理由に結婚について、周囲から反対を受ける」ということは、経験した人の答えなんです。この辺も設問を受けるとか、断定的な設問があるので私自身これでいいのかという疑問を持ちました。

(人権政策課長)

今言われますように、どちらの側から見た設問なのかということでございます。その辺を整理した中で進めていきたいと考えております。当事者側からみた形で設問するのであれば、そういう設問項目になるでしょうし、そうでない場合はこういう形でつくっていききたいと思います。

(議長)

今のところ、文言のあり方も関わりますのでよろしくお願いいたします。

(委員)

前回と比べまして質問の内容といたしますか、一文字ですけども変わっています。問6ですが前回は「あなたの友人が」となっておりますが、今回は「あなたの親友が」となっています。これは、遠慮なく話ができる間の友だちのことをわざわざ言っているのですか。何か深い意味があるのでしょうか。

(人権政策課長)

今回「親友」に変えた理由としましては、親近感がより近い方ということでこういう形をとらせていただきました。「友人」よりも「親友」といった方が、親近感がより近くなる。そういった方が、同和地区に対しての差別の発言をしたらあなたはどのような行動をとるかという、より身近な親近感の強い方に対してという意味合いで「親友」に変えさせていただきました。

(委員)

調査を比較する場合は、何か少し考慮して集計していただけたらと思います。もう一つ、最近、特急電車の車内の案内が韓国語も中国語もありますね。この調査も将来的には英語の外に中国語や韓国語の設問ができてもいいのではないかと私は思います。将来的にです。

(議長)

前半の部分ですけれど、文言を変えると比較できなくなるということと、しかし文言を変えないとわからないということもあります。やはりバランスだと思います。ここは意識していただいていると思いますので、考察のときには間違わないようにお願いします。

(委員)

先程来、各先生方のいろんな意見を聞かせていただいている、こういう考え方もあるんだなというようなことを感じております。実はこの審議会以外に人権教育推進協議会の会議もありますし、人権ネットもあるんです。橿原市で3つ。その中で先程も質問が出ていましたが、人推協がやっております地区別懇談会の出席率等のことも集計されております。ただ、ここの意見はあくまでこの審議会での話であって、本来市民の人にとどのような形で受け入れられているのか。また、今年も『人権を考えるつどい』もありましたがなかなか参加者が少ない。ここで難しい話をしても、一般市民の方に分かってもらえるような、また人権とはどんなものかを皆さんに理解していただくため、成功裏に終わらせるためには、いろいろな人が会場に押し寄せて来ていただく。そして、いろんな問題で取り組んでいるなど知っていただく。また、小学校・中学校にしても子どもの人権作文も絶えずその都度報告されます。私はその3つの会議には必ず出席するようにしています。そうすることにより、この審議会だけではなく違ったところの考え方も、またいろんな意見も聞かせていただいて、勉強できるのかなと思っています。私自身絶えず思うんですが、行政側も一生懸命取り組んでいただいております。いろんな先生方にもいろんな思いもあるでしょう。なかなか100%皆さんに浸透して理解してもらおうということは難しいと思います。私なりに我々も差別または人権について、こういう機会を通じて市民の人にもアピールしていきたいと思っています。

(委員)

もう一つですが、この調査そのものが10年に1回はどうかと思います。やはり10年経てば世の中大分考え方も変わってくるので、せめてもこの調査は5年に1回ぐらいだと思います。先程役所から、これはこれに基づいていろいろ反映させていくと説明ありました。しかし、反映させていくのであれば、やはり5年に1回ぐらいの調査をしないと、時代に合わない調査になっていくのではないかと思います。

(人権政策課長)

今回調査をさせていただいて、基本計画の見直しということを考えております。基本計画については、「社会情勢の変化を踏まえて、必要に応じて見直しを行うもの」ということで、計画期間が決まっていない基本計画でありまして、今回、かなり社会情勢も変化してきた中で市民意識調査をさせていただいて、計画の見直しへとつなげていきたいと考えております。ただ、委員がおっしゃるように10年も経てばかなり変わっている、5年ぐらいというご意見もありました。今後また検討していきたいと考えています。

(委員)

今、人権意識が10年前と現在とどう変わっているかという横の変化を見るのも大事ですが、縦の変化、つまり、中学校・高等学校の生徒が人権教育ということで学んでいる訳ですけど、その学んだことが親とか地域の人に歪められているということもあると思います。中学校は榎原市の生徒ばかりですが、高等学校は奈良県の各地区から来ていると思います。少しのアンケートでもいいですので、中学・高校の人権教育に関する考え方と大人の考え方と比較した場合に何か見えてくるものがあるのではないのでしょうか。昔から、学校で人権教育をやっても、親にそういうことは言わんとけとか何とかという間違っただけの教育をされている場合もあると思います。そういうことがもし見えるアンケートができれば、また違う側面が分かるのではないかと思います。

(議長)

とても興味深いご提起だと思います。今後検討していくことが必要かだと思います。

(委員)

私は校園長会を代表させていただいておりますし、今日は榎原市人権教育研究会会長が不在でございますので、今、委員がおっしゃった内容は非常に大事な事だと思います。私たちが人権教育を各学校で取り組みをしている内容が、どう今の18歳以上に反映しているかというところの問題意識というのは、私たちが逆にその結果を現場に返していかなければならないと思っています。かつて被差別部落を校区に含む学校、それがいわゆる地区指定という形で行われてきた時代が、2001年度までありました。現在はそうした指定のない中で、しかし児童生徒支援という形の加配措置が講じられて様々な人権教育の取り組みがなされてきたところと、私の学校のようにいわゆる同和地区にルーツを持つ、外国籍も含めてですけど、そうした課題のある子どもたちにどういうふうにそれを認識させていくのかというようなことについては、やはりアプローチがなかなか難しい問題も実はあります。しかし大事なことで、むしろそこにこだわっていく必要があるというふうなことも、ささやかな実践ですけども、部落問題学習なども入れております。けれども、そういったことも含め、トータルで様々な子どもたちが学んできたこと、そしてそれが成人18歳以上になった段階でというそのところが非常に大事なことです。もし今日のこの議論を踏まえていけば、ボリュームが膨らむ話ばかりになってどうなのかということもあるかもしれませんが、私たちはその事をしっかり調査し、その結果をまた現場に返していくという営みは、私自身もまた市人教あるいは校園長会等の場で、ここでの議論をしっかりと返して行って、実践につながるような形で検討いただければと思います。

(教育長)

子どもたちの人権に関わって、様々なご意見を伺いました。子どもたちは当然毎日、同和問題については直面しております。その他支援を要する子どもたちも増えております。障がいのある人の人権につ

いても毎日直面しております。そして最近、景気が上向いて参りましたので、特に中国や南米の人たち、子どもさんたちも付いて来ますので、その課題にも毎日直面しています。それからLGBT、この問題も本市は学校現場で直面しております。小学校の間は比較的対応がしやすいですけど、だんだん大きくなってきますと難しくなって、先生方も未知の分野で来年から入っていきます。このように人権に係わる課題を多く抱えております。具体的にはこの市民意識調査がこの秋に行われますよということについては、各学校の先生にお知らせするという事でまずやってみたいと思います。設問については、子どもたちにとっては正直難し過ぎますので、まず学校の先生方、そして檀原市全体としてこんな調査が行われるということをお知らせしたいと思います。それから今年度末に結果がまとまるということですので、その結果を先生方にお返しして、私今申し上げました同和問題、障がいのある人の人権、外国人の人権、LGBTの問題を中心にして、子どもたちの意識とどう関連付けていくのかを、結果報告を参考にしながら考えて参りたいと思っております。よろしく願いいたします。

(議長)

大変すごくいいアイデアが出てきました。学校教育との関連の話が聞けて。この調査の新しい活かし方というんですか。そんなものも少しイメージできたかなと思います。

(委員)

お願いですけど、この意識調査をするということを根底に考えたときに、この文言の一つ一つの言葉が、外国人であれば日本の方が回答するときに、外国人可哀想やなという思いにならないような文言になってほしいと思います。その視点に立って、言葉をもう一度点検していただければなと思います。勿論現実的には、外国人は追いやられている部分もありますけれど、外国人自身が本当にしんどいではなく、悲しいでもなく、この檀原市にいる中で受けているものがあるがゆえにそう見えるという意識、そこが基本にあって問題の言葉遣いを見てもらえたらとお願いします。それから、私自身は外国籍の当事者ですし、一般市民です。この審議会の中に本当に毎回来させていただきながら最終いつも思うのは、ここで議論されたことを私は現場に持ち帰って、先程もおっしゃるように、それぞれが本当にこの委員としておられる方たちです。みんなそれぞれの現場に帰ったときに、ここの議論を受けて自分たちは何を発信していくのかということ視点においておられる方たちばかりだと思えます。委員さんの選択も、その意識を持った選択であろうかと思えます。だから、市議会議員さんも3人ほどおられますし、それぞれの立場で発言する、また発信してもらってより良い檀原市になってもらえるような、それぞれがその意識でこの審議会に臨んでいると思います。また、今日私自身改めて設問の内容を読みながら、檀原市の外国籍、ルーツを持っている人たち、それから子どもたちにも明るい未来が檀原市にあるんだよということを、また伝えていけるポジションにいるなということを、改めて今回思いました。

(委員)

国連の方で「世界人権宣言」が1948年に宣言されました。くしくも私が生まれた年です。2月に基本計画をいただいて目を通させていただいているんですが、人権審議会がもう10年前からあります。たくさんの委員さんがここにおられますが、私はまだ6ヶ月程の経験で一人前のことは言えませんが、いろいろ資料をいただいて檀原市の進め方を今学んでいる最中です。今日も委員から出されていましたが、せめて資料として最低同じものをいただきたいという事を、最後に発言させていただきました。

(議長)

そろそろ2時間という長丁場になってきていますが、他の案件もありますので、そろそろこの辺りで

と思います。今日もとても熱のこもった議論になりまして、皆さんの気持ちのこもったご意見がこの調査に反映されていくことだと思います。皆さんからいただいたご意見に関しましては、事務局と私と副会長と検討させていただき、調査項目の具体につきましても3者で検討させていただいて進めていくという形で預らせていただくということによろしいでしょうか。

（『結構です』の声）

（議長）

はい、ではそのような形で進めさせていただきたいと思います。この議案に関して課長さんからありますか。

（人権政策課長）

今回、資料について不手際がございました。申し訳ございませんでした。委員から資料について前回集約した報告書があるのでというご指摘がありました。全委員さんに用意できていなかった訳でございますけれど、委員さんには今朝から取りに来ていただいて見ていただいたという状況になりました。資料については、今後きっちりとしていきたいと思っております。申し訳ございませんでした。

（議長）

では、第1の議題につきましましてはこれで終了といたしたいと思っております。

（委員）

一つ目は市条例なり人権の基本法なりの認知度に関する設問ですね。二つ目は行政とかそういうところに相談した時に、その相談の結果に満足したかどうかということの設問。三つ目に、檜原の広報に載っている人権記事を読んだかどうかという設問。この三つの設問が削られています。全体としては、行政に対する評価の部分がアンケートの答えとして返ってくる部分が少し弱くなっているように感じたので、その部分は何とか考慮してほしいというお願いです。

（議長）

では、それも含めて第1の議題を終わりたいと思っております。皆さん、ご協力ありがとうございました。では、二つ目ですが、差別事象の報告につきまして事務局の方からお願いします。

【檜原市内中学校等への部落差別にかかわる暴言に対する人権侵犯事件の救済措置及びその後の経過について事務局より報告】

（議長）

報告事項ということですので、特に質問がなければこれで受けていきたいと思っております。いかがでしょうか。では、その他ございますでしょうか。はい、事務局お願いします。

【平成28年度 人権審議会の年間計画について事務局より説明】

（議長）

事務局、以上でございますか。ありがとうございました。大変取り回しがまずく、また2時間の長丁場となってしまいました。お詫び申し上げます。しかし、皆さんにはたくさんのご意見をいただきましたことを同時に感謝したいと思います。これをもちまして第1回の人権審議会を終了したいと思います。ご協力ありがとうございました。

（司会）

会長、ありがとうございました。委員の皆様におかれましても、長時間に渡る熱心なご審議、また、多くの貴重なご意見ありがとうございました。

本日ご審議いただきました会議録につきましては、事務局でまとめまして委員の方全員にお送りさせていただきますので、ご確認のほどよろしくお願いたします。この会議録につきましても檀原市ホームページで公開予定をしております。

それでは、本日の人権審議会は、これで閉会といたします。ありがとうございました。